

「総合健診指導士」および「総合健診業務管理士」のご案内



総合健診指導士とは

総合健診施設に勤務する優れたコメディカルスタッフを養成し総合健診の質の向上を図るために日本総合健診医学会で認定を行っている資格です。



どうすれば取得できる？

認定を受けるためには、次の各項に定める条件をすべて満たしたうえで、指導士認定試験を受験し、所定の成績を得る必要があります。

- 1) 以下の資格のうちいずれかを有する者。
 - 看護師（准看護師含む）、保健師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療 X 線技師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士
- 2) 指導士認定試験受験申請時に、本学会施設会員であり、会費を完納している健診施設に 3 年以上勤務していること。または継続して 3 年以上本学会個人会員で会費を完納していること。
- 3) 総合健診業務に継続して 3 年以上従事しており、左記の従事期間について施設長の証明が得られること。
- 4) 指導士認定試験受験申請時に、下記に定めるいずれかの業績を有していること。
 - a. 総合健診に関連した医学雑誌への原著論文が 1 篇以上あること（筆頭著者に限らず、共著者でも可）
 - b. 本学会主催の学術大会に 2 回以上参加していること
 - c. 同学術大会での発表が 1 回以上あること（発表者に限らず、共同研究者も可）但し、この業績は、指導士認定試験受験申請年を含めた 6 年間のものに限る。



総合健診業務管理士とは

総合健診施設に勤務する優れた医療職以外のスタッフを養成し総合健診の質の向上を図るために日本総合健診医学会で認定を行っている資格です。

どうすれば取得できる？

認定を受けるためには、次項に定める条件をすべて満たしたうえで、業務管理士認定試験を受験し、所定の成績を得る必要があります。

- 1) 業務管理士認定試験受験申請時に、本学会施設会員であり、会費を完納している健診施設に 3 年以上勤務していること。または継続して 3 年以上本学会個人会員で会費を完納していること。

- 2) 総合健診業務に継続して3年以上従事しており、左記の従事期間について施設長の証明が得られること。
- 3) 業務管理士認定試験受験申請年を含めた6年間に、本学会主催の学術大会に1回以上参加していること。または指導士・業務管理士研修会、優良施設認定基準研修会、精度管理研修会のいずれかに1回以上参加していること。



資格取得にかかる料金は？

総合健診指導士および総合健診業務管理士の資格を取得するためには、審査料（受験料）および登録料がかかります。どちらも資格認定期間は5年間で、更新には認定更新料がかかります。

	指導士	業務管理士
審査料（受験料）	5,000 円	3,000 円
登録料	10,000 円	5,000 円
認定更新料	5,000 円	5,000 円

その他、規則・細則の詳細等につきましては、日本総合健診医学会ホームページ (<https://jhep.jp/>) をご参照ください。

一般社団法人 日本総合健診医学会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 31-10 セシア千駄ヶ谷ビル 2 階

TEL : 03-5413-4400 FAX : 03-5413-0016

ホームページ : <https://jhep.jp/>